政報告 日本共產党京都府会議員団

発行 2002、7、16 TEL 075-414-5566 FAX 075-431-2916 12頁

京都府議会6月定例会は、会期を一日延長し13日午前閉会しました。

今議会では、6月補正予算案、監査委員などの人事案件など21件の議案と意見書案、 府議会定数条例の改正条例案が審議されました。

● 6月定例会終了にあたっての西山秀尚団長の談話をご紹介します。

6月定例府議会を終えて(談話)

2002年7月15日

日本共産党京都府会議員団 団長 西山 秀尚

1、6月定例府議会は、徹夜をはさんで、1日延長し、13日閉会した。

会期が1日延長されたのは、各会派の協議をつくし、合意にもとづいてとりくむべき「定 数是正 | 問題を、わが党議員団を排除した与党会派の密室協議を延々と続け、最後には、 与党会派が分裂、自民党・新政会が、「可否同数、議長採決」で、強引に「定数削減」を 強行したためである。

この「定数削減の暴挙」に対し、わが党議員団は断固とした抗議の「声明」を発表し た。

2、6月定例会は、新しく知事が選ばれたもとでの最初の府議会で、2002年度補正予算案 などの審議とともに、知事の基本姿勢が問われる議会であった。

今議会に提案された補正予算は、知事選挙での森川明さんの大善戦と府民の世論と運 動、そして議会内における日本共産党の論戦が、一定反映したものとなった。

これまでから、わが党議員団は「大型公共事業よりも、福祉や医療、教育への公共投 資の方が経済波及効果も雇用効果も大きい。転換をはかるべき」と提案してきた。今回 の老人福祉施設建設や与謝の海病院の増床、学童保育支援などの提案にあたって、理事 者側も「経済効果と雇用拡大に役立つ」とその理由を述べたが、これはわが党議員団の 提案が道理あるものとして認めざるを得なくなったものである。

また、不況に苦しむ中小企業建設業者対策として、当初予算の「緊急生活関連施設整 備事業」につづき、府立学校小規模修繕予算1億円、道路の小規模改良事業など5億5000 万円、「緑の公共事業」などが計上された。これも、「大型公共事業から生活密着型の公 共事業に転換し、仕事起こしを」と提案してきたものが、実ったものである。

さらに、舞鶴に養護学校を建設するための予算、伝統工芸品を学校教育に活用する予 算1億円、与謝の海病院の増床のための予算、宇治浄水場導水管の更新・中継ポンプの 設置など、府民の要求と運動を反映した予算が計上された。

わが党議員団は、こうした補正予算に賛成するとともに、市内高速道路や舞鶴の巨大 埠頭の建設など、ムダな大型公共事業をきっぱり中止し、さらに府民の願いに応えた府 政へと転換することを求めた。

同時に、山田知事は、選挙中「いまに立ち向かう」と公約したが、府民がいま求めている乳幼児医療費助成の拡充、介護保険の減免を支援する制度、住宅改修助成制度、30人学級実現などに相変わらず背を向けている態度を厳しく批判し、その早期実現を求めた。

3、議案の中には、「住民基本台帳ネットワークシステム」施行に関連した条例案が提案されたが、「住基ネット」は国民すべてに番号をつけ、コンピューターで管理するものであり、わが党は反対の立場である。同時に「改正住民基本台帳法」附則に、個人情報保護の体制を整備することとされていること、国会での小渕総理(当時)の答弁で「個人情報保護法を制定する」としており、個人情報保護法ができていないもとでは、施行すべきでないと反対した。

この審議の中で総務部長は「個人情報保護法案が国会に提案されていることで、附則はクリアーされている」との見解を述べたが、これは法を守るべき公務員として、まったく不当な答弁であり、厳しく批判した。

また、憲法に定められた国民の「財産権」を侵害し、ムダな大型公共事業などでの土地収用をやりやすくするための関連条例も提案されたが、これに反対した。

さらに、看護師修学資金の返還免除について、これまでの「200床以下の病院に3年間」勤務すれば免除となっていたものを、「5年間に延長」する条例改悪案が提案されたが、これは違法な「お礼奉公」をさらに延ばすもので反対した。

4、知事は選挙中、「天下り官僚」への府民の厳しい批判の前に、「国にきっぱりものを言う」と公約したが、今議会の論戦を通じて、その「官僚的体質」をあらためて、露骨に示した。

国民に新たに1兆5000億円も負担を押し付ける医療保険制度の改悪について、「府民の立場から反対すべきだ」とのわが党議員団の追及に対し、「持続的、安定的な医療保険制度を確立するためには、医療改革は必要」と小泉総理と同じ姿勢を示したうえで、医療改悪によって生じる地方自治体の財政負担を少なくするよう「府の立場」から配慮を求めるという、まさに「官僚」答弁に終始し、前知事と同じように「国で議論されること」と無責任な答弁を繰り返した。

有事法制についても「緊急非常事態に対応する法整備は必要」と、憲法と相容れない 「有事法制」を認める答弁をおこなった。

また、外形標準課税については、委員会審議を通じて、これまで「増税ではなく、税収の安定を図るもの」と言ってきたが、総務省案をもとにすれば、現在の法人事業税 628 億円が、1. 7倍の 1083 億円に大増税になることが明らかになった。この大増税が実施されれば、京都の中小企業が大打撃を受けることは、明らかであるにかかわらず、これを国に要望する態度は変えなかった。これは、府民の立場にたつのではなく、「官僚的立場」に固執するものである。

さらに、知事は「現場・現地主義」を標榜しているが、亀岡市畑野における違法な採石と不法投棄の結果、住民が災害におびえている事態に、わが党議員が「長靴を履いてでも現場に行き、住民の不安の声を聞くべきだ」と求めたのに対し、「ヘリコプターで現

地は見た」と答えるなど、口先だけの「現場・現地主義」であることを露呈した。

5、意見書審議では、わが党議員団は、府民の切実な願いを反映した「医療制度改悪の中止を求める意見書案」「診療報酬の再改定を求める意見書案」「介護保険の抜本的見直しを求める意見書案」「法人事業税への外形標準課税導入に反対する意見書案」「住民基本台帳ネットワークシステムの凍結を求める意見書案」「30人以下学級の早期実施を求める意見書案」を提案したが、オール与党の数の力で否決された。

国会では、「住基ネットの凍結」「30人以下学級の早期実施」については、わが党と一緒に民主党や社民党も要求しているにかかわらず、府議会の民主・府民連合が自民党と一緒になって、これらに背を向けたことは府民の厳しい批判を受けるものである。

また、自民党など与党会派は「有事法制関連三法案に関する意見書案」を土壇場で提案してきた。意見書案の内容は、「有事法制」を「緊急かつ重大な事態が生じた場合に国民の生命、財産を守るための法整備をおこなうこと」とあたかも自然災害に備えるかのようにごまかし、「慎重な国会審議」と「国民的な合意が得られるよう」求めるものであった。この中には、京都市議会や京田辺市議会で強行した「武力攻撃事態処理関連三法案を制定するよう求める」の文言は入れられなかった。これは、国民的な運動と世論の広がりで、自民党などが追いつめられていることを示すものである。しかし、ごまかしているとはいえ「緊急事態に対応する法整備が必要」としているのは「有事法制」そのものであり、わが党議員団は、対案として府民の世論に応えた「有事法制は憲法違反。撤回を求める意見書案」を提出した。

さらに、民主・府民連合が中心になって与党会派は、いま国民の厳しい批判を浴びている高速道路建設促進のための財源となっている「道路特定財源」の確保と第二名神などの高速道路整備を求める意見書案を提出した。これも民主党が、国政の場では「道路特定財源の一般財源化」や「高速道路の凍結」を求めておきながら、京都ではこれとまったく反対の主張をするという、政党としての一貫性のなさを露呈したものである。わが党議員団は、高速道路優先でなく163号や178号など一般国道、府道や市町村道などの道路整備を急ぐこと、「道路特定財源制度を廃止し、一般財源化すること」を求める意見書案を提案した。

本来、議会が国政に対し意見書を提出するのは、府民の声を国政に反映させるためのものである。ところが、与党会派は、ことごとく府民の願いに応えたものには背を向けてきた。今回の意見書をめぐっての各会派の態度は、どの党が本当に府民の立場にたっているのかを浮きぼりにするものである。

6、今議会開会中に、公明党選出の監査委員が突然「一身上の都合」で辞表を提出した。これは、副議長ポストを与党の自民を除く三会派が、4年間を三分の一ずつたらい回ししたのと同様に、今度は監査委員のポストもたらい回ししようとするものであった。監査委員の任期は本来4年であるが、議会選出の委員は慣例で2年とされてきた。ところが、今回1年で、これを交替することは、党派的利益を優先し、監査委員の職務をもてあそぶものである。わが党議員団はこうした不当なやり方を厳しく批判するとともに、これに反対した。

7、いよいよ、いっせい地方選挙まで8ヶ月となった。今議会に示された定数是正をめぐる自民党や新政会の党利党略の横暴、民主党や公明党を含むオール与党の府民の願いに背を向けた態度が浮き彫りとなり、府民の立場にたって奮闘するわが党の役割の重要性がますます明らかになった。

わが党は、定数が削減されたもとでも、必ず現有 15 議席を守るとともに、2 名区はもちろん 1 名区でも勝利し、郡部地域での議席の拡大など、新たな峰を築くため全力をあげて奮闘するものである。

「くらし応援の府政を」と願うすべての府民のみなさんの大きなご支援を心から訴えるものである。

府議会定数

定数の3名減員、2·7倍の一票の格差と13の逆 転区残す自民党・新政会案を議長決裁で強行

日本共産党は、2増2減の条例案に賛成、違憲状態の是正、逆転区解消へ全力

● 岩田隆夫議員の行った討論をご紹介します。

府議会定数条例の一部改正条例に関する岩田隆夫議員の討論

日本共産党の岩田隆夫です。私は、ただいま議案となっております「京都府議会の議員の定数並びに、選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例の一部改正」の民主・府民連合、公明党・府民会議提出の条例案に賛成、自民党・新政会提出の条例案に反対の立場からの討論を行います。

憲法第14条は「すべての国民は法の下に平等である」と定めています。さらに、新地方自治法90条で、議員の定数は条例で定めるとし、その数の上限を人口規模に応じて定めています。また、選挙区定数は、公職選挙法15条で議員定数については人口比例配分の原則を定めています。

したがって、「経費の削減、議会もリストラをすべき」として自民党などが本府の議員定数を減らす提案をおこなっているのは、財政を口実にして民主主義をふみにじるものです。 わが党議員団は、これまでから議員歳費の値上げに一貫して反対してきました。経費節 減のために議員定数の削減と言うのなら、その前に議員歳費の削減をこそ言うべきであります。

また、「行革」をいうのなら、ムダな大型公共事業にこそメスを入れなければなりません。むしろ、府会議員が減れば確実に、それだけ府民の意思を府政に反映できなくなりますし、行政にたいする監視・チェック機能も低下します。新地方自治法90条にもとづく本府の議員定数は、最近の国勢調査結果にもとづくなら、69名を越えない範囲内となります。現在の定数は65名ですから、4名の定員増をおこなうことは、民主主義の上から必要なものであり、可能であります。

にもかかわらず、自民党・新政会提出の条例案では、逆に3名の定数を減らすとしています。これでは、地方自治法の示す基準をいっそう大きく踏みはずす事となり、地方自治の根幹をなす代議制、議会制民主主義の原則にそむくものであり、反対であります。

2000年10月の国勢調査結果によりますと、一票の格差は最大、京田辺市・綴喜郡選挙区と宮津市・与謝郡選挙区では3.02倍で、3倍以上の選挙区は西京区とあわせ2つです。また、人口が多いにもかかわらず、人口の少ない選挙区より議員定数が少ない逆転区は、西京区に対する北区など、21通りの組み合わせが生じています。

こうした不合理と不平等をなくすため、地方自治法の示す上限69名をもとに、2000年国勢調査結果にもとづき配分することが最も道理があると考えます。同時に、格差は2倍以内に、また可能な限り逆転区を解消することが求められます。民主・府民連合、公明党・府民会議案は、西京区と京田辺市・綴喜郡区の2選挙区で定員を1名ずつ増員し、上京区、宮津・与謝郡区の2選挙区の定員を1ずつ減員するもので、この案によりますと、一票の最大格差は1.82倍と2倍以下になるとともに、逆転区は21から7通りに大幅に改善されることになります。

ところが、自民党・新政会案では、こうした格差は改善されません。竹野郡区と京田辺市・綴喜郡区が2.68倍、同じく、竹野郡区と西京区が2.66倍と大きな格差が残るうえ、逆転区も13通りも残るのであり、到底、府民の納得が得られるものではないひどい案であります。

そもそも議員の地位は府民に由来するのであって、選挙権が平等に保障されるなど、公正な方法で選出された議員であればこそ府民を代表して府政に参画し、その権威が府民に認められているのであります。格差が2倍を大きく越えているということは、これら選挙区の住民は2分の1以下の投票権しか認められていないということであります。こんなひどい差別が認められる道理はありません。もし、このような不公正な定数配分のままで選挙が行われれば、その結果選出された議会は、とても府民を代表するものとはいえず、府議会はもちろん、本府行政に対する府民の信頼が著しく損なわれることは目に見えております。議会制民主主義の根幹に係わる問題であるというのはこのことであります。

地方議員の選挙については国会の場合と異なり、その方法について法律で細かく定められており、現行の法律を厳格に適用すれば直ちに是正できるようになっているのです。

今日、本府は過疎と過密の地域をかかえ、住民要求はますます多様化、拡大しているなど行政需要は増大の一途をたどり、議会の果たすべき役割はますます増大しているのであります。

今定例会で、法にもとづき、適正に府議会の定数是正を行うことは、府民に対する義務

であると考えます。

わが党議員団は、以上の立場から、民主・府民連合、公明党・府民会議議員団提案の条例案に賛成するものであります。自民党・新政会提案の条例案が可決されるようなことになれば、本府議会の権威を失墜し、永く府政に不合理、不平等を引き起こすことを指摘し、私の討論を終わります。

● 定数問題での日本共産党京都府会議員団の声明をご紹介します

自民党と新政会の府議会議員定数削減の暴挙に断固抗議する(声明)

2002年7月13日

日本共産党京都府会議員団

1、京都府議会6月定例会は、1日会期を延長し本日閉会した。

自民党と新政会は、本日、府議会議員定数を北区、上京区、宮津・与謝郡区の定数を1 名づつ削減し、総定数を現行の65名から62名に減員する条例改正を強行した。

これは、本来地方自治法に定められた人口に応じた議員定数の上限69名を7名も減らすもので、府民の意思を府政に反映させ、行政に対する監視・チェックするという議会の役割を大幅に弱めるものである。

自民党などは、定数削減の理由に「経費の削減、議会も身を切って」ともっぱら府の「財政危機」を口実にしているが、ムダな大型公共事業などにメスをいれなければならない。 同時に、議会としても議員歳費の削減こそ言うべきである。

しかも、3選挙区の定数を各1名づつ削減しても、一票の格差は竹野郡区と京田辺・綴喜郡区や西京区の間では2.6倍以上にもなるものであり、さらに人口の少ない選挙区が人口の多い選挙区よりも議員定数があるという「逆転区」が13通りも残されるもので、とても「定数是正」と言えるものではない。

2、この自民党と新政会の提案に対し、わが党議員団は総定数を69名とし、人口にもとづく配分をおこなう8増4減案と1人区と格差をさらに縮小するため中・熊野郡区と竹野郡区の合区案を各会派に示した。これで1票の格差は最大1.7倍となり、逆転区もすべて解消できるものであった。

同時に、民主・府民連合と公明党は、総定数を65名の現状とし、上京区と宮津・与謝郡区をそれぞれ1名減員し、西京区と京田辺・綴喜郡区をそれぞれ1名増とする案を示した。

この民主・府民連合と公明党・府民会議提案は、少なくとも現行議員定数を減らさず、1票の格差を2倍以内とし、21ある「逆転区」も7に減少させるものであり、わが党は議員団は、党議員団の案を条例案としては提案せず、民主・府民連合、公明党・府民会議案に賛成する態度をとった。

その結果、本会議における採決は、自民党などの案に賛成32名、民主・府民連合などの案に賛成32名と、まったく同数になったにかかわらず、議長採決で自民党などの案を強行可決した。

本来、議会制民主主義の土台でもある議員定数の改正は、すべての会派が一致することが求められているものであり、今回のように「可否同数」という事態のもとで、議長がこれを採決することは許されないものであり、議長のこうした議会運営は許されるものではない。

わが党議員団は、内容のうえからも、こうした議会運営からも、今回の自民党、新政会の暴挙を断固糾弾するものである。

3、今議会では、府議会の定数是正を検討すること、できるだけ早い時期に是正をおこなうことは、各会派の合意になっていた。ところが、実際の協議が始まったのは11日の会期末前日からはじまり、しかも、具体的内容は、わが党議員団を排除し、与党会派のみで協議をするという運営がおこなわれた。

しかも、この与党会派の協議が難航し、閉会日の深夜にも及び、さらに会期を一日延長 して、本日未明になって、わが党議員団に示されるという事態になった。

今回、与党会派の密室での協議が難航し、与党会派が分裂したのは、それぞれの会派が、地方自治法や公職選挙法にもとづき民主的に議員定数を是正するのではなく、党派的利益を優先しあった結果である。

4、わが党議員団は、今回の自民党と新政会の不当な議員定数の削減強行に抗議する。 同時に8ヵ月後に迫った府会議員選挙で、定数削減のもとでも現有15名を絶対確保するとともに、2名区はもちろん1名区も含め、郡部地域での新たな議席獲得に全力を上げる。

いっせい地方選挙での躍進こそ、こうした暴挙を絶対許さず、住民の期待に応えた府議 会をつくる最大の力である。

今後とも、府民の期待に応えた京都府議会とするため、全力をあげて奮闘するものである。

● 議案に対する討論を高橋昭三府議が行いました。その大要をご紹介します。

高橋昭三議員の議案に対する討論

日本共産党の高橋昭三です。私は日本共産党府会議員団を代表して、ただいま議題となっております議案20件のうち、第5号、第8号、第9号、第11号及び第12号の5件に反対し、他の15件に賛成の立場から討論をおこないます。

まず第五号議案、住民基本台帳法施行条例の制定についてです。これは、九九年の通常国会で自民党や公明党などが、国民の不安に背を向けて強行した住民基本台帳法「改正」に基づくものです。

この法「改正」による住民基本台帳のネットワーク化は、すべての国民に11桁の番号、 住民票コードをつけて、国がコンピューターで個人情報を一括管理するもので、この個人 認証システムそのものにわが党は反対です。

このシステムが動き出すと、個人のプライバシーが守れない問題が生じるからです。ハ

ッカーの侵入など技術面でも問題が残っています。個人情報の漏えいや流出、不正使用が深刻な社会問題になっており、防衛庁の違法リスト作成事件に象徴されるように、いま、政府が個人に関する情報を民主的に管理することはできないと言っても過言ではなく、国民には不安と不信が広がっています。組織ぐるみで国民を監視する体質があるもとでは、プライバシーを監視することになりかねません。個人情報保護対策が不十分なままで実施すべきではありません。共同通信の世論調査によると、83%の国民が8月5日実施を知らず、「延期・再検討」すべきとする人も51%にのぼっています。利便の拡大と個人情報保護をどう両立させるのかは重大な問題で、8月5日実施は凍結し、改めて時間をかけて体制を整え、国民の合意を得るべきです。以上の理由で、条例制定には反対です。

次に第八号議案、第九号議案及び第12号議案の3件です。これらの議案は、土地収用 法の「改正」に伴うもので、土地収用事業認定審議会の設置、新たにもうけられた仲裁制 度による鑑定人・参考人の旅費や仲裁人の報酬等を定めるものです。

第1の問題は、憲法29条は財産権を侵してはならないと、厳しい制限を設けています。 ところが、法「改正」は、代表を3人以内におさえる代表当事者制度の導入、補償金払い 渡し方法の簡略化、収用手続における主張内容の制限などをおこなおうとしています。こ れらは、収用を容易に早くするためです。

第2の問題は、「透明性、公平性、合理性を確保する」として、起業者による事業説明会や公聴会の開催、また、中立性を担保するためとして、第三者機関、つまり事業認定審議会の意見聴取をすることを義務づけています。しかし、この認定審議会は、知事の諮問機関であり、委員は知事が任命するものです。第三者機関と言いながら、事業をすすめる知事の任命というのでは、決して「中立性を担保する」ものとは言えません。よって、土地収用事業認定審議会設置などに関する3つの議案については反対です。

次に第11号議案、看護師等修学資金の貸与に関する条例一部改正です。

現在、養成施設在学中に貸与を受けた者が200床以下の病院の業務に3年間従事した場合は奨学金の返還が免

除されることになっていますが、今回の改正はこの3年を5年に延長しようというものです。これはいわゆる「お礼奉公」の期間を延長するもので、反対です。

以上5つの議案に反対で、他の15議案には賛成です。

第1号議案、一般会計補正予算ですが、この予算の中には、特別養護老人ホーム3ヵ所の補助や学童保育の施設整備費補助などが仕事起こしの観点で提案され、また、府立学校の小規模修繕費、生活道路の小規模改良事業、府営住宅の改修や内部整備など生活密着型の公共事業も組まれています。さらに、借換融資の延長と条件緩和や、舞鶴養護学校建設の設計費と用地費など住民要求に応える予算も計上されています。これらは、府民のみなさんとともに、わが党議員団もこれまでから提案し、要求してきたもので、賛成です。

ただ、補正予算に関連して一言述べておきたいと思います。知事は選挙のときに「いまに立ち向かう」と言われましたが、いま府民のみなさんが切実に求めておられる、子どもの医療費助成の小学校入学前までの拡大や介護保険料・利用料の減免のための支援措置、30人学級、住宅改修助成などが提案されなかったのはきわめて残念です。早期に実現されるよう強く求めるものです。そのためにも、京都市内の高速道路など大型公共事業の見直しが必要です。知事は今回の組織改正で「行財政改革」プロジェクトチームを設けられ

ましたが、大型公共事業の見直し、むだをなくす行財政改革こそおこなうべきです。

また、いま深刻な不況のなかで、外形標準課税導入は大問題です。今議会の総務常任委員会で、外形標準課税が導入されたら中小企業をはじめ府内の企業に大増税になることが明らかになりました。今年度の税収見込みが628億円ですが、外形標準課税導入で1083億円となると理事者は明らかにしました。こんな大増税をすれば、いまでさえ深刻な京都経済、中小企業に大打撃となります。ところが知事は導入を求めています。こんな態度は改め、導入しないよう求めるべきです。知事は選挙で「国にきっぱりものを言う」などと言われましたが、今議会で知事は、有事法制や医療改悪の問題でも、府民の立場でものを言うのではなく、政府の基本方針に賛成する立場を明らかにされました。このような姿勢では、府民との矛盾をいっそう深めるだけであることを申し上げておきたいと思います。

以上で討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

● 意見書案についての討論を、太田勝祐府議が行いました。その内容をご紹介します。

太田勝祐議員の意見書案についての討論

日本共産党の太田勝祐です。私は日本共産党府会議員団を代表して、10件の意見書に 対する討論を行ないます。

はじめに「有事関連法案の撤回を求める意見書(案)」についてであります。

今国会で、政府が提出している武力攻撃事態法案等の有事三法案は、海外で米軍の戦争に参戦するために、国民を戦争に強制動員する目的が国会審議の政府答弁で明らかになってきました。

政府は日本への本格的な侵略を行なう能力や意図を持った国はないということを認めています。

福田官房長官は、「わが国」とは、海外に展開する自衛隊の艦船も入り、攻撃が予測されれば、海外でも武力行使ができると答弁しています。アメリカが日本の周辺だけでなく、世界中どこでも戦争をおこせば、この戦争に自衛隊が参戦し、武力行使に道を開くことになります。

有事法案は、「武力攻撃が予測される場合」を含めた「武力攻撃事態」で、自衛隊が「武力の行使」を実施できることを明記しています。これは、武力による威嚇・武力の行使の永久放棄を定めた憲法に違反したもので、周辺事態法が「武力の行使に当たらない後方地域支援」として、武力行使をしない建前になっているのとも大きく違っています。重大なことは、有事法制を日本に要求してきたのはアメリカであり、ブッシュ政権が「テロ対抗」を名目に報復戦争を世界に拡大する戦略をとり、特定の国々を「悪の枢軸」として先制攻撃も辞さない戦略をますます露骨にしていることです。

米大統領は「脅威が目前に現れるまで待っていては遅すぎる」「先制攻撃の準備をする必要がある」とのべ、最近ではイラク政権打倒のための軍事作戦の準備を着々と進めています。さらに、ブッシュ政権は、北朝鮮やイラクなどを対象にした核兵器使用計画を策定す

る必要性を強調し、非核国への一方的使用という危険な戦略に踏み込もうとしています。

小泉首相はアメリカのこの戦略を「選択肢の一つと理解する」との態度を表明しています。これは、周辺事態法の審議で、アメリカの専制的な軍事力行使について、当時の橋本首相が「違法な武力行使には一貫して反対する基本政策を持っている」と答弁したのと大きく違っています。

小泉内閣が有事立法にあくまで固執するのは、米軍の戦争に日本が参戦する仕組みを作ることで、先制攻撃戦略に呼応するものです。法案が、戦争への「必要な協力」を国民に義務付け「国民の自由の権利」を制限することを明記しているのも、米軍の戦争に参戦し、国民をそれに強制的に協力させるためには、それが不可欠だからです。

武力攻撃事態が「発動」された場合、地方自治体や指定公共機関とすべての国民に戦争協力が義務付けられ、土地、家屋の供出、自衛隊の使う物資の保管、医療、運輸、建設、土木などの従事者の協力、エネルギーの確保、言論や通信関係など国民生活の全分野で強制力が働くことになります。さらに自治会を使った国民の相互監視体制、戦前の隣組の復活も計画されているのです。

まさに、有事立法は、憲法の平和原則、自由と権利、議会制民主主義、地方自治など民主的諸権利を蹂躪し、日本を戦争する国につくりかえようとする法案であることは明確です。このような法案を撤回することは当然のことです。ところが、自民党などの出されている意見書案は、今回の有事法案が「アメリカの要求にこたえ、アメリカのおこす戦争に参戦していく」という本質を無視し、「危機管理一般」にするかえ、法治国家として、もっとも大切な日本国憲法とまったく相容れない、内容に目をつむる大きな問題を含んでいます。

今問題になっている有事法案は、憲法が保障する国民の自由や権利、議会制民主主義、 地方自治など大幅に制限ないし停止し、内閣のもとに強大な権限を集中し、国を挙げて戦 争遂行の体制を作るものです。

戦前の日本は、軍国主義体制のもと、戒厳令、非常大権、緊急勅令、緊急財政処分などの規定が憲法に盛り込まれ、いつでも有事体制を取って、国民生活を軍隊の統制下に置けるようになっていました。戦後、このような戦前の反省にたって、日本国憲法は非常事態の規定をいっさいおきませんでした。

有事法制が、法治国家として、民主主義とまったく逆行する内容であることは、非常に はっきりしています。だからこそ、国民の反対する世論が大きく広がっています。政府は、 国民の声にこたえて有事関連法案を撤回するべきであり、同僚議員の我が会派の意見書へ の賛同を訴えるものです。

「医療制度改悪の中止を求める意見書案」についてであります。

自民・公明党による医療改悪は、サラリーマン本人の窓口負担が来年4月から3割に引き上げられ、70歳以上の高齢者は、1回850円の定額負担が今年10月から、1割負担の徹底、所得によって2割負担になります。自民党の議員も参院厚生労働委員会で、サラリーマン本人などの患者負担について「必ずしも3割にしなければならない根拠はないのではないか。一気かせいに国民に押しつけるのはどうかと思う」と述べています。

この改悪による国民負担増は1兆5千億円にものぼり、国民の生活を圧迫すると同時に、個人消費を冷え込ませ、景気をいっそう悪くすることは明らかです。公明党は、98年の

参議院選挙では、全国保険医団体連合会のアンケートに「健保本人3割負担」に「反対」 と回答しながら、1年もたたない今年2月には、医療改革案の「成立急げ」と180度態度を平然と翻す、無責任さと、国民の暮らしの痛みをまったく理解しない冷酷さを示しています。

医療改革と言うなら、第1に削られた国庫負担の割合を45%に戻すこと。第2に世界一高い薬価を欧米並みにひきさげること、第3に病気の予防、早期発見、治療を保障する体制を確立することこそ必要です。こうすれば、患者・国民に負担を押しつけなくても医療財政の危機は打開できることははっきりしています。同僚議員の賛同を求めます。

「診療報酬の再改定を求める意見書(案)」についてであります。

全国保険医団体連合会の調査によれば、4月診療分における改訂の影響は、平均で6.3 4%と政府の試算の2倍以上となり、300床の病院で実に年額2億円の減収になります。また、京都府医師会がおこなった手術医療に関する調査では、心臓のペースメーカー移植交換手術で、47医療機関中、基準をクリアするの病院は15病院です。クリアしなければ3割削減されます。私立病院協会、保険医協会など多くの医療関係団体から「病院経営に壊滅的打撃を与え、地域医療の崩壊につながる」との声が出されています。また、6カ月を越える長期入院患者の入院費や透析患者の治療食などに保険外負担が適用されるため、患者や国民の負担増を招くものです。地域医療提供体制を守り、いつでも、どこでも、安心して良質な医療が受けられるように、診療報酬の緊急再改訂」を政府に要求すべきです。同僚議員の賛同を求めます。

次に「介護保険の抜本的見直しを求める意見書(案)」についてです。

現在、介護保険制度の見直し作業が行われています。この2年間の取り組みを通して、保険料や利用料の負担の増加、すすまない基盤整備、実態の反映しない認定など、当初予想された事態が広がり、「介護の社会化」「サービスが自由に選択できる」などという当初のうたい文句が崩れ去っていることが明らかとなりました。そうした中、全国ではすでに、保険料・利用料の減免制度を実施する自治体が今年度122自治体ふえて全自治体の13.3%、431自治体になり、府内でも、9市8町が独自の軽減措置を実施するなど、低所得者対策に踏み出す自治体が相次いでいます。

本府の見直しにあたっての保険料試算でも3600円などという大幅な引き上げが予想されるなど、このままでは利用者や保険者にとっては深刻な事態を生み出すことは明らかです。

もともと介護保険の導入を契機に、これまで高齢者の介護施策の国負担を25%に引き下げ、国民負担を導入したことが、今の事態を招いている根本問題であり、抜本的な見直しにあたっては、介護保険の国庫負担を計画的に50%に引き上げることがどうしても必要です。また低所得者が安心して利用できる制度となるためにも、保険料・利用料の減免など、恒久的な低所得者対策などが必要です。みなさんの賛同をもとめるものです。

「法人事業税への外形標準課税の導入に反対する意見書(案)」についてであります。 政府は、法人事業税に外形標準課税を来年度から導入しようと急いでいます。 意見書(案)にもあるとおり、「赤字経営」を余儀なくされている企業はもとより、黒字

| 意見書(秦)にもめるとおり、「亦子経宮」を余儀なくされている企業はもとより、黒子でも中小企業全体に増税を強いるものです。

長引く不況のもとで、赤字経営に陥っている中小企業に新たな税負担を求めることが京

都経済に何をもたらすかは明らかです。中小企業関係四団体はこぞって「中小企業いじめだ」と、外形標準課税の導入に反対しています。政府は「増減税トントン」と言っているが、総務省案は、平成元年から平成10年までの法人事業税の平均税収4兆4千億円を安定的に確保するものであり、不況下で現在の平成12年3兆円9千億円に落ちこんだ法人事業税のもとで増税になることは明らかです。中小企業には増税、一部の大企業には減税になります。本来、税制度は、その所得に応じた累進課税とすべきものであり、担税力のない事業者にも税負担を求めるべきではありません。

政府に外形標準課税の導入に強く反対を要求すべきです。

「住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の凍結を求める意見書(案)」に ついてです。

日本弁護士連合会の調査では、住基ネットの試験運転を行なった自治体のうち3分の1近くでトラブルが発生しています。実施時期について「延期に反対」は2割にとどまっています。共同通信の世論調査によると、83%の国民が8月5日実施を知らず、「延期・再検討」すべきだとする人も51パーセントにのぼりました。

個人情報保護の措置はいまだに未整備のままです。防衛庁職員による情報公開請求者の 違法リスト作成事件は、個人情報を扱う公務員への国民の不信を生み、施行を前に地方議 会から実施の延期を求める声が広がっています。7月12日には野党4党で8月5日から の実施を延期することを求める法案を政府に提出しました。

住基ネットの8月5日実施は凍結することを政府に強く求めるべきです。

次に「30人以下学級の早期実現を求める意見書(案)」です。

未来を担う子供たちの発達に30人学級など少人数学級が大きな効果があることは明白です。全国で26府県で実施が広がっているのは、このことを示しています。現に国自身が、財政措置を伴わないながらも、少人数学級編成を認める法改正をおこなっています。また国政の場では民主党も社民党も、我が党とともに「30人学級法案」を提出しています。国に法改正と財政措置を求めると同時に、京都の子供に責任を持つ本府議会として、この実施を求めることは当然の義務です。

わが党以外の会派から提出されている「道路整備財源の確保等に関する意見書(案)」は、道路特定財源方式を認め、高規格幹線道路の早期実現を求める内容になっており反対であります。建設常任委員会で民主・府民連合から、高速道路ばかりがよくなって表街道だった国道9号線はいまや裏街道のようだとの発言があり、意見書の提出となりました。道路特定財源は、高速道路建設に優先的に配分され、生活関連道路の整備はあとまわしにされてきました。生活関連道路等の整備を進めることは、地域の振興をはかるために必要不可欠な要素であり、京都府域でも府民の要望は極めて強く、切実であり、整備・促進が求められています。交通事故の多発箇所や離合困難箇所が残される国道163号や178号などの改良や整備は緊急で重要な課題です。特定財源方式ではなく、一般財源化し切実な生活関連道路の整備促進などに財源をまわすべきです。

民主党も、昨年の参院選の公約では、「道路特定財源の廃止」を掲げています。国政では 反対し、地方では賛成するという態度では、府民の理解をえられません。

わが党提案の「一般国道、府道、市町村道など生活関連道路等の整備を求める意見書(案)」 に賛同を求めて討論を終わります。